

災害時における廃棄物処理等に関する協定書

清瀬市（以下「甲」という。）と清瀬市清掃事業協同組合（以下「乙」という。）との間において、地震、風水害、火災、土砂、噴火等の災害（以下「災害等」という。）が発生した場合における廃棄物処理等の業務について、次のとおり協定を締結する。

（目的）

第1条 この協定は、清瀬市地域防災計画等に基づき、甲が行う廃棄物処理等の業務に対する乙の協力に関し、必要な事項を定めるものとする。

（対象とする廃棄物処理等）

第2条 この協定における廃棄物処理等とは、災害等により排出される次の撤去、収集、運搬及び処理（以下「災害時廃棄物処理等」という。）とする。

- （1）一般家庭から排出される廃棄物
- （2）避難市民から排出される廃棄物
- （3）災害等により発生したがれき等及び廃棄物
- （4）噴火により降り積もった火山灰
- （5）その他甲が必要と認めるもの

（協力要請）

第3条 甲は、災害等の状況等に応じて、災害時廃棄物処理等を実施する必要がある場合は、乙に対して協力を要請することができる。

2 乙は前項の要請を受けたときは、特別な理由がない限り、協力するものとする。

（業務の実施）

第4条 乙は、甲の要請により災害現場へ出場したときは、甲が指定する現場責任者の指示に従い業務に従事する（ただし、ごみ、がれき及び粗大ごみ等の巡回収集を実施する場合を除く）ものとする。また、現場責任者の不在等により、現場責任者の指示を受けることが出来ないときは、乙は現場責任者の指示によらず、甲からの要請事項に基づいて業務を実施するものとする。

2 甲は、乙の災害時廃棄物処理等の実施が円滑に行われるよう、必要な措置を講ずるものとする。

3 乙は、災害時廃棄物処理等の実施にあたっては、次に掲げる事項に留意するものとする。

- （1）周囲の生活環境を損なわないように十分配慮すること。
- （2）再利用及び再資源化に配慮し、その分別の徹底に努めること。

4 乙は、災害時廃棄物処理等が完了したときは、速やかにその実施内容等について

甲に報告するものとする。

(要請の方法)

第5条 甲は乙に対して、この協定による協力を要請するときは、要請の理由、業務内容、日時、場所、その他必要な事項を明らかにして要請しなければならない。

(費用の負担)

第6条 甲は、乙がこの協定に基づき実施した災害時廃棄物処理等に要した費用を負担するものとする。この場合において、当該費用は乙の平時における費用を基準として、甲乙協議のうえ決定する。

(費用の請求)

第7条 乙は、前条の費用を請求するときは、当該費用の明細書等を作成し、甲に請求するものとする。

2 甲は、前項の請求があったときは、内容を確認のうえ乙に支払うものとする。

(防災訓練への参加)

第8条 乙は、甲の要請に基づき、甲が行う防災訓練に対し、必要な協力を行うものとする。この場合において、訓練参加に要する経費は、乙の負担とする。

(損害賠償)

第9条 甲は、甲の責に帰すべき事由により乙に損害を与えた場合は、乙に対して当該損害を賠償する。

2 乙は、業務の実施中に、乙の責に帰すべき事由により甲又は第三者に損害を与えた場合は、速やかに甲に報告するとともに、当該損害を賠償するものとする。

(損害補償)

第10条 甲の要請に基づいて業務に従事した乙の会員が、その者の責に帰することができない理由により負傷し、若しくは疾病にかかり、又は死亡したときは、東京市町村消防団等公務災害補償条例（昭和63年東京都市町村総合事務組合条例第19号）の規定の例により、甲がこれを補償するものとする。ただし、当該業務従事者が他の法令により、療養その他の給付若しくは補償を受けたとき、又は第三者から損害補償を受けたとき、同一の事故については当該補償額の限度において損害賠償の責を免れる。

(連絡体制の報告)

第11条 災害時における甲、乙の連絡体制を速やかに確保するため、乙は災害時の緊急連絡体制等について、甲に報告するものとする。

(協定の期間)

第12条 この協定の有効期間は、平成31年1月1日から平成31年3月31日までとする。ただし、期間満了の2か月前までに甲又は乙から何らかの申し出がないときは、更に1年間延長するものとみなし、以後この例による。

(協議)

第13条 この協定に定めのない事項又はこの協定の解釈に疑義が生じたときは、甲乙協議のうえ決定するものとする。また、詳細な事項については別に定めるものとする。

この協定を証するため、本書2通を作成し、甲と乙はそれぞれ記名押印のうえ各1通を保有する。

平成30年12月17日

甲 東京都清瀬市中里五丁目842番地
清瀬市長 渋谷 金太郎

乙 東京都清瀬市野塩五丁目205番地4
清瀬市清掃事業協同組合
代表理事 加藤 宣行

